

○農林省令第二十八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十九年七月一日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「潜水」の下に、「衣浦」を「宇野」の下に、「水島」を「名瀬」の下に、「茶花」を加え、同條第二項第一号中「衣浦」及び「水島」を削り、同項第二号中「衣浦、水島」を削り、同項第三号中「衣浦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ段 行 誤 正

昭和三十九年七月一日公布農林省令第二十八号
(植物防疫法施行規則の一部を改正する省令)

(原科誤り)

二八三 四「新りから安通、水島」 下「新りから安通、水島」